

地域福祉権利擁護事業の 利用を検討される際のポイント

地域福祉権利擁護事業は、「**権利擁護**」の視点で支援を行います。

● 本人の意思で契約・解約ができます

本事業は、本人が**主体的に生活**できるようにするために、福祉サービスの利用や日常生活でのお金の使い方などを本人が決められるよう支援する等、本人意思に基づき利用し、本人の**意思決定を支援する**事業です。本人がどのような生活を望み、それに向けてどのような支援を受けるのか(自分は何をしていくのか)を十分に理解し、納得したうえで利用することが大切です。**本人の意思に基づく契約のため、契約・解約は本人が自由に決める**ことができます。(家族や支援者等の希望や事情を優先し利用するものではありません)

● 一緒に金銭管理について考えます

本事業の強みは、出金や支払いの支援、通帳残高を毎月本人と確認するといった、**本人と一緒に金銭管理について考え、支援**ができることです。そのため、市町社会福祉協議会が本人に代わって金銭管理を行うものではなく、また浪費癖や依存症の状態解消、借金の完済、毎月の黒字化を図ろうとするものでもありません。**お金の使い道を決める権利**は、あくまで本人にあります。

● 本人の状況に応じて支援内容を見直します

判断能力が不十分でも、本事業や他の支援を利用しながら生活経験を積むことで、できることが増えていくことがあります。しかし、本事業は本人の権利を守る一方で、支援のあり方によっては**権利を奪ってしまう側面**もあるため、本人ができることや、本人ができるようになることを制限する支援内容にならないよう、本人の状況・変化に応じて支援内容を見直すことが必要です。

● 支援関係者のみなさまのご協力をお願いします

本事業は、本人が自らの力を活かして自分らしく暮らせるよう、「相談・助言」「連絡調整」をしながら支援します。本人の暮らし全体を見て、本人の気持ちに寄り添いながら、支援関係者のみなさまとの**役割分担のもと、連携・協力**しながら支えていきます。契約後も、本人の思いを真ん中に、支援関係者のみなさまと情報を共有し、チームで支援を行うことがとても重要です。

以下のような場合、本事業以外のご相談もご検討ください。

- 支援内容が理解できないほど判断能力が低下している → **成年後見制度の利用**
- 経済的虐待の可能性がある → **行政、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等へ相談**
- 借金がある → **法律相談等の利用** (※借金返済を主目的とした本事業の利用は適しません)
- ギャンブル・アルコール依存の疑いがある → **医療機関等への受診**

ご相談は市町社会福祉協議会へ

支援関係者のみなさまへ

地域福祉 権利擁護 事業

(福祉サービス利用援助事業)

介護保険サービスや障害福祉サービスを利用するには、自分で福祉サービスを選び、契約する必要があります。しかし、判断能力に不安のある人にとっては、福祉サービスを適切に選べない、利用料を正確に支払えない、改善してほしいことをうまく伝えられない、といった課題が生じることがあります。

そのような方々が安心して地域で暮らせるよう、社会福祉協議会では「地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)」を行っています。本事業では、福祉サービスを中心として日常生活において本人が「自分で決める」ことを支援(**意思決定支援**)します。

本事業は社会福祉法に定められ、「日常生活自立支援事業」として全国で実施されています。滋賀県では、市町社会福祉協議会が実施主体となり、利用者と市町社会福祉協議会とで「福祉サービス利用援助契約」を結び、サービスを提供しています。

自分らしく、住みなれた地域で
安心して生活するために
社会福祉協議会が支援します。



支援内容・利用の流れについて